

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(広島県指定 3470501994)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供いたします。

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービス利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」とされた方が対象となります。

このページでは、次の事項を説明します。

- 1 事業者
- 2 事業所の概要
- 3 職員の体制
- 4 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 5 サービスの利用に関する留意事項
- 6 苦情対応について
- 7 事故発生時対応について

1 事業者

- (1) 医療法人 住吉医院
- (2) 法人所在地 広島県呉市川尻町東 1-10-13
- (3) 電話番号 0823-87-6123
- (4) 代表者氏名 住吉睦人

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
- (2) 事業の目的 指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 訪問介護事業所 すずらん
- (4) 事業所の所在地 広島県呉市川尻町東 3-9-16
- (5) 電話番号 0823-70-5300
- (6) 事業所長(管理者) 赤石 悠一
- (7) 当事業所の運営方針 訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います。事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めるものとします。

- (8) 開設年月日 平成 17 年 5 月 1 日
- (9) 通常の事業の実施地域 呉市（仁方、広、阿賀、川尻町、安浦町）
- (10) 営業日及び営業時間 年中無休 午前 8 時から午後 6 時
- 電話などにより、24 時間営業連絡が可能な体制をとる。

3 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	付記
1 管理者	1		兼務
2 サービス提供責任者	2	1	兼務
3 訪問介護従事者	9	1 1	3 人兼務

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

①利用料が介護保険から給付される場合

②利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

（１）介護保険の給付対象となるサービス（契約書第 3 条）

以下のサービスについては、料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

《サービスの概要と利用料金》

○身体介護

入浴・排泄・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・買い物等日常生活上の世話をを行います。

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合はそれを踏まえた訪問介護計画書に定められます。

《利用料金》それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）での料金は次のとおりです。

※自己負担割合が 2 割・3 割の方は、（ ）内の料金となります。

（自己負担割合は「介護保険負担割合証」に基づきます）

1 割負担の方の料金

種 別	サービスに要する時間	
	2 0 分以上 3 0 分未満	3 0 分以上 1 時間未満
身体介護	2 4 4 円 (2 割 488 円) (3 割 732 円)	3 8 7 円 (2 割 774 円) (3 割 1,161 円)

種 別	サービスに要する時間	
	20分以上45分未満	45分以上
生活援助	179円 (2割 358円) (3割 537円)	220円 (2割 440円) (3割 660円)

※ 上記利用料金は、1回あたりの料金です。

※ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

※ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付体系により計算されます。

※ 平常の時間帯（午前6時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで） 25%
- ・ 早朝（午前6時から午前8時まで） 25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで） 50%

※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合には、ご契約者の同意の上で、通常の2倍の料金を頂きます。

※ 当事業所と同一敷地内の集合住宅に居住する利用者又は、同一敷地外の集合住宅で、1月あたりの利用者が20人以上の場合は、利用料金から1割減となります。

※ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※ **初回加算 200円／月** 新規利用時にサービス提供責任者が開始月に訪問させていただいたときに一度だけ発生します。また、前2月に利用がなく、再度サービスを開始されたときに発生します。

※ **緊急時訪問介護加算 100円／回** 利用者、家族からの要請を受けて、居宅サービス計画にないサービスを行った時に発生します。

※ **介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ** 利用料金に対し26.6%が加算されます。
（利用者負担は「介護保険負担割合証」に基づきます）

※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算となります。

（2）利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求します。

銀行引き落とし、郵便局引き落とし、現金払いでのお支払となります。

銀行引落日 毎月20日（20日が平日以外の場合にはその翌日）

郵便引落日 毎月15日（15日が平日以外の場合にはその翌日）

現金払い締切日 ご利用月の翌月末日まで

(3) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施の前日 17 時 30 分までに事業者申し出て下さい。

サービス利用の変更、取消の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提供して協議します。

○通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う事業に要した交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点からその実費をいただきます。ただし、自動車を使用した場合は通常の事業の実施地域を超えた地点からその実費をいただきます。ただし、自動車を使用した場合は通常の事業の実施地域を超えた地点から路程 1 キロメートル当たり 20 円を実費としていただきます。

実費の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前の文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けます。

また、通常の事業の実施地域は呉市（仁方、広、阿賀、川尻町、安浦町）とします。

5 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。

但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員の交替をすることがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービスの利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「4 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止事項

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為又は医療補助行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

6 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 訪問介護事業所 すずらん 管理者 赤石 悠一
- 受付時間 午前8時30分から午後5時30分 (年間を通じて)
- 電話番号 0823-70-5300
- ファックス 0823-70-5533

(2) 行政機関その他苦情受付機関

市町村介護保険相談窓口

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所新庁舎1階 福祉保健部 介護保険課

平日 8:30~17:15

電話番号 0823-25-2626

FAX 0823-22-8529

広島県国民健康保険団体連合会 (国保連)

広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館

電話番号 082-554-0770

FAX 082-511-9120

7 事故発生時対応について

- (1) 訪問介護員は、訪問介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

訪問介護事業所 すずらん

説明者 職 名 管理者 氏 名 赤石 悠一

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

私は、本人の意思を確認し本人に代わり上記署名を行いました。

契約者との関係

署名代行理由

署名代行者 住 所

氏 名 印

事業所 所在地 広島県呉市川尻町東 3 丁目 9-16

名 称 訪問介護事業所 すずらん